

健康・育児だより

☆各対象者には個別通知しています。

健診相談

- 乳児一般健診：6月21日(日)・6月27日(土) 受付/8時40分～10時30分
- 1歳6ヶ月児健診：6月18日(木) 受付/13時～14時30分
- 2歳児健診：6月11日(木) 受付/13時～14時30分
- 3歳児健診：6月4日(木)・6月24日(水)・6月25日(木) 受付/13時～14時30分
- 7ヶ月児相談：6月10日(水) 受付/13時～13時15分 14時15分～14時30分

場所 ちむぐる館(南風原町字宮平697番地10)

*マタニティー教室については、中止いたします。

～健診の実施に際して、新型コロナウイルス感染拡大防止のため皆様のご協力をお願いします。～

- 1.最低限の人数での受診をお願いします。
- 2.受け付け終了後、各自動車で待機等をお願いすることがございます。
- 3.健診会場にて、入場者全員の検温や体調確認を実施します。
- 4.排便時は、館内でのオムツ交換はできません。(コロナウイルスは糞便中に排泄されるため)

- 各対象者への通知は1回のみです。
- 健診については、以前通知を受け、受診されていない方は上記の該当する健診の日を受診することができます。詳しくはお問い合わせください。最新の実施状況等に関しては、HP等で公表いたします。

【問】ちむぐる館 ☎889-7381

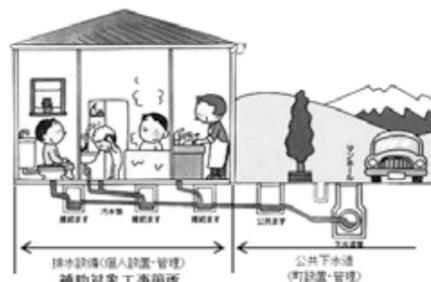
南風原町公共下水道接続促進事業補助金交付制度について

本町では、沖縄振興公共投資交付金の効果促進事業を活用し、排水設備工事(浄化槽から下水道への切替工事)の工事費に対して一部助成金を交付する『南風原町公共下水道接続促進事業補助金制度』を実施しております。この制度を広く町民のみなさまにご活用いただき、きれいな海や川を守り、快適な生活環境向上を図るために、公共下水道へ早めの接続をよろしく申し上げます。
※この制度は国の交付金を活用しているため、次年度以降の継続性について担保されているものではありません。

補助対象工事

公共下水道(汚水)の整備された区域内で合併浄化槽、単独浄化槽又は汲み取り式トイレを廃止して行う排水設備工事で「下水道排水設備工事確認申請書」を令和2年6月1日以降に申請し、令和3年1月末日までに完了する工事が対象になります。

※注 新築や農業集落排水事業区域(神里地区)は補助対象外です。



補助金額

合併浄化槽を設置している建物	単独浄化槽又は汲み取り式トイレを設置している建物
補助対象工事が5万円以上の場合5万円	補助対象工事が10万円以上の場合10万円
補助対象工事が5万円未満の場合当該工事費の額	補助対象工事が10万円未満の場合当該工事費の額

※当該工事費に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

補助対象者

- ①工事をを行う建物の所有者又は居住者、若しくは土地の所有者
 - ②国、県又は町の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者
 - ③市町村税を滞納していないこと
- 上記の項目全てに該当している方が補助対象者となります。

申請受付

随時受付中(※予算がなくなり次第、補助金交付申請受付を打ち切ります。)

申請書類

南風原町役場 区画下水道課(庁舎4階)窓口にて配布(町ホームページでもダウンロードできます。)

【問】区画下水道課 ☎889-2508

“生前贈与を考える”
子育てを間違えず、まともな子どもに育てておけば相続争いなど起きるはずがない。遺言書を遺すことによって、かえって、兄弟間の仲は悪くなりませんか。生前に遺産分割する方法を考える！

税理士 法人 **八幡会計事務所**

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440

Fun to Riding 公安委員会指定 Fun to Driving

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向ヶ 200m
〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1
TEL.889-5542 ☎0120-489052

令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金について

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対する臨時特別給付金(一時金)です。

〔支給対象者〕令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の支給を受けている方。対象児童は3月31日までに生まれた児童であり3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含まれます。(所得制限限度額を超えている特例給付受給者の方は対象外となります)

〔支給額〕児童1人につき1万円

〔申請手続〕申請は原則不要です。対象者には令和2年6月上旬までに案内を郵送します。

《公務員の方へ》公務員の方は所属庁より支給対象者であることの証明を受けたうえで、居住市町村へ(令和2年3月31日または2月29日時点)の申請が必要となります。

【問】こども課(地域福祉班) ☎889-7028

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の徴収猶予(特例制度)および減免制度について

町HPに概要を掲載しておりますので、ご確認ください。申請を行う際は必ず要件をご確認の上行ってください。なお、申請書等については、準備が整い次第HP上に掲載予定です。

【国民健康保険税徴収猶予の特例制度】

<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2020043000049/>



【国民健康保険税の減免について】

<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2020051100021/>



【問】国保年金課 ☎889-1798

今年度から送付いたします！ 児童手当の現況届 6月末までに郵送で提出を

毎年6月は、児童手当・特例給付の現況届の月です。現況届とは毎年6月1日における受給者の状況を確認し、6月分以降の手当について受給者資格を審査するものです。

今年度から「児童手当・特例給付現況届」を対象者に送付いたしますので、郵送又は来庁し6月中に提出してください。この届出の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意下さい。

郵送届出期間 6月30日(火)までに返信用封筒に必要書類を同封し送付下さい。

必要書類

- 1.児童手当・特例給付現況届(同封しています。忘れずに記名、押印下さい)
 - 2.受給者の健康保険証の写し(国民健康保険の方除く)
 - 3.別居監護申立書
 - 4.別居の配偶者・別居の児童の個人番号(マイナンバー)(郵送提出の場合は別紙に記入)
- ※3.4は受給者と住民票上の住所が別の方が該当します。
★詳しくは同封した文書、記入例を確認下さい。

その他状況によって、必要な書類がある場合がございますのでご不明な点はお問い合わせください。

【問】こども課 地域福祉班 ☎889-7028

南風原町で物件を探している方がいます Since 1981

求む物件 査定無料 土地・建物・アパート・店舗・事務所・駐車場・貸地の 売買・賃貸仲介、管理、有効活用、不動産相続支援まで 不動産のことなら何なりとご相談下さい。

おかげ様で売買仲介件数1,400件突破! 国際品質規格ISO9001:2015認証取得

あなたのホームプランナー 土日・祝日営業中!!

南新 株式会社 南新物産 南風原本店 丸大南風原店さん近く ☎889-4007